第75回　定時株主総会
招集ご通知

日時　**2024年６月26日（水曜日）午前10時**

場所　東京都豊島区南大塚３丁目33番６号
ホテルベルクラシック東京６階「コンコード」

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

株式会社テクノ菱和

証券コード：1965

証券コード　1965
2024年６月4日
（電子提供措置の開始日 2024年５月30日）

株　主　各　位

東京都港区芝大門２丁目12番８号
（本社事務所）東京都豊島区南大塚２丁目26番20号
株式会社テクノ菱和
代表取締役社長執行役員　加藤　雅也

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。なお、株主様の議決権行使を容易にするため、株主総会参考書類につきましては、本招集ご通知にも添付しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト　https://www.techno-ryowa.co.jp/shareholder-meeting/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、３頁から４頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年６月25日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　2024年６月26日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都豊島区南大塚３丁目33番６号
ホテルベルクラシック東京　６階「コンコード」
（３頁の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項
1. 第75期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）インターネットと書面郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

（2）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎株主総会でのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

【書面送付を希望される株主様へ】
次回以降、書面での資料送付を希望される株主様で、お手続きをお済ませでない方は、基準日（2025年３月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求の行使方法等につきましては、当社株主名簿管理人またはお取引の証券会社までお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

事前に議決権行使をされる場合

インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限　2024年６月25日（火曜日）午後５時30分入力分まで

書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限　2024年６月25日（火曜日）午後５時30分到着分まで

株主総会にご出席の場合

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年６月26日（水曜日）午前10時

開催会場

東京都豊島区南大塚３丁目33番６号
ホテルベルクラシック東京
６階「コンコード」
TEL 03-5950-1200(代表)

会場ご案内図

交通　JR山手線　大塚駅南口より　徒歩約２分
東京メトロ丸ノ内線　新大塚駅より　徒歩約10分

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のQRコードから、ログインIDやパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 スマートフォン等で議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

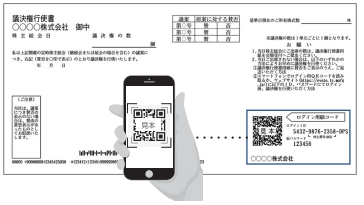

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

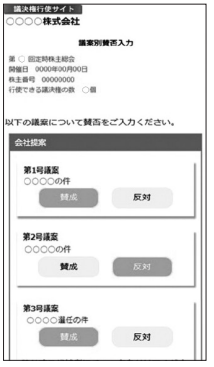

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

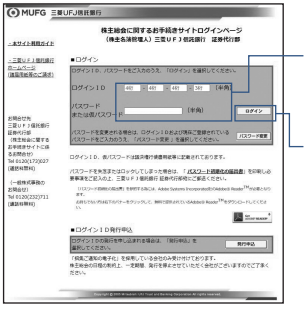

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

※午前２時30分から午前４時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営基盤の充実を図りつつ、期間収益および配当性向を勘案しながら、安定して配当を維持することを基本方針といたしております。このような方針のもと、当期の業績や財政状況、配当水準等を総合的に勘案し、当事業年度の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当（16円）を加えました年間配当金は１株につき48円となります。

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金32円

総額673,262,272円

② 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年６月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため２名増員し、社外取締役２名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	黒田英彦（くろだひでひこ）	再任 男性	代表取締役会長	14回中14回 (100%)
2	加藤雅也（かとうまさや）	再任 男性	代表取締役 社長執行役員	14回中14回 (100%)
3	大石勉（おおいしつとむ）	再任 男性	取締役 専務執行役員 技術部門統括	14回中14回 (100%)
4	袴田一博（はかまだかずひろ）	再任 男性	取締役 専務執行役員 営業本部長	14回中14回 (100%)
5	鈴木俊夫（すずきとしお）	新任 男性	上席執行役員 管理本部長	―
6	田中雅敏（たなかまさとし）	新任 男性 社外 独立	―	―
7	佐古麻衣子（さこまいこ）	新任 女性 社外 独立	―	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	黒田英彦（くろだひでひこ） （1954年3月14日生） 再任 男性	1976年４月　ナミレイ㈱入社 1982年11月　当社入社 2003年６月　同　取締役大阪支店副支店長 2003年10月　同　取締役大阪支店長 2005年10月　同　常務取締役大阪支店長 2010年10月　同　常務取締役東海・西日本事業統轄 2011年４月　同　常務取締役名古屋支店長兼西日本営業統轄 2013年４月　同　常務取締役営業推進本部長兼東京本店長 2014年４月　同　専務取締役東京本店長 2015年４月　同　代表取締役社長 2017年６月　同　代表取締役社長執行役員 2024年４月　同　代表取締役会長（現任）	43,566株
	取締役候補者とした理由 黒田英彦氏は、長年にわたり営業部門、事業所長等の要職を歴任し、2015年４月には代表取締役社長に就任して、当社グループの経営を牽引してまいりました。2024年４月からは代表取締役会長を務め、当社グループの企業価値向上に取り組んでおります。豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		
2	加藤雅也（かとうまさや） （1959年12月18日生） 再任 男性	1982年４月　当社入社 2015年６月　同　取締役名古屋支店長 2017年６月　同　上席執行役員名古屋支店長 2018年10月　同　上席執行役員管理本部副本部長 2020年４月　同　上席執行役員管理本部長 2020年６月　同　取締役上席執行役員管理本部長 2021年４月　同　取締役常務執行役員管理本部長 2023年４月　同　取締役専務執行役員東京本店長 2024年４月　同　代表取締役社長執行役員（現任）	11,672株
	取締役候補者とした理由 加藤雅也氏は、長年にわたり技術部門、管理部門および事業所長等の要職を歴任し、2024年４月から代表取締役社長執行役員として当社グループの経営を牽引しております。豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	大石 勉（おおいし つとむ） （1961年2月20日生） 再任 男性	1983年４月　当社入社 2009年４月　同　九州支店長 2013年４月　同　大阪支店副支店長 2017年６月　同　執行役員大阪支店副支店長 2018年10月　同　上席執行役員大阪支店長 2020年４月　同　上席執行役員調達本部長兼技術本部副本部長 2021年４月　同　上席執行役員技術本部長兼調達本部長 2021年６月　同　取締役上席執行役員技術本部長兼調達本部長 2022年10月　同　取締役上席執行役員技術本部長 2023年４月　同　取締役常務執行役員技術本部長 2024年４月　同　取締役専務執行役員技術部門統括（現任）	3,858株
	取締役候補者とした理由 大石勉氏は、長年にわたり技術部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		
4	袴田 一博（はかまだ かずひろ） （1960年8月１日生） 再任 男性	1986年４月　ナミレイ㈱入社 1998年４月　当社入社 2014年10月　同　東京本店副本店長 2017年６月　同　執行役員東京本店副本店長 2018年４月　同　執行役員横浜支店長 2021年４月　同　上席執行役員営業本部長兼東日本営業統括 2022年６月　同　取締役上席執行役員営業本部長 2023年４月　同　取締役常務執行役員営業本部長 2024年４月　同　取締役専務執行役員営業本部長（現任）	3,460株
	取締役候補者とした理由 袴田一博氏は、長年にわたり営業部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>鈴木俊夫
（1961年
8月14日生）
新　任
男　性</td><td>1984年４月　当社入社
2009年７月　同　横浜支店工事部長
2011年10月　同　東京本店千葉支店副支店長
2013年４月　同　東京本店千葉支店長
2015年10月　同　東京本店副本店長
2017年６月　同　執行役員東京本店副本店長
2020年４月　同　執行役員大阪支店長
2022年４月　同　上席執行役員大阪支店長
2023年４月　同　上席執行役員管理本部長（現任）</td><td>3,019株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
　鈴木俊夫氏は、長年にわたり技術部門、管理部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>田中雅敏
（1966年
12月21日生）
新　任　社　外
男　性　独　立</td><td>1989年４月　三菱重工業㈱入社
2016年４月　同　機械・設備システムドメイン冷熱事業部企画課長
2018年４月　三菱重工サーマルシステムズ㈱経営企画室長
2022年６月　同　取締役兼総務部長
2022年10月　同　取締役兼渉外管理室長
2024年４月　同　取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由および期待される役割
　田中雅敏氏は、空調機器メーカーでの長年の経験および企業経営者としての経験を有しておられ、それらの経験と専門的見地からの助言を当社の経営判断にいかしていただきたく、同氏を社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	佐古（さこ） 麻衣子（まいこ） （1980年11月21日生） 新任　社外 女性　独立	2008年12月　第一東京弁護士会　弁護士登録 2009年１月　霞が関法律会計事務所入所 2013年10月　同所　ジュニアパートナー 2015年３月　桜田通り総合法律事務所　ジュニアパートナー 2018年９月　㈱エフオン社外取締役（現任） 2020年２月　桜田通り総合法律事務所　パートナー（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 佐古麻衣子氏は、弁護士として企業法務に精通しておられ、培われた法律知識を当社の経営にいかしていただきたく、同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地による経営の監督機能を果たしていただくことで、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役としての立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。		

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中雅敏および佐古麻衣子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中雅敏および佐古麻衣子の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 田中雅敏および佐古麻衣子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年８月に更新される予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役飯髙弘史郎氏が、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
大島 浩司（おおしま ひろし） （1960年 1月22日生） 新任　社外 男性　独立	1982年５月　㈱千葉相互銀行（現㈱京葉銀行）入行 2005年６月　同行　本八幡支店長 2007年６月　同行　野田支店長 2009年６月　同行　実籾支店長 2011年６月　同行　取締役東京支店長 2014年６月　同行　常務取締役営業企画部長 2014年10月　同行　常務取締役資金証券部長 2016年６月　同行　常務取締役常務執行役員 2017年６月　同行　取締役常務執行役員 2018年６月　同行　取締役専務執行役員 2020年６月　㈱富士見地所代表取締役副社長 2021年６月　同　代表取締役社長（現任） 2024年６月　同　代表取締役社長退任予定	0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大島浩司氏は、金融機関での長年の経験および企業経営者としての豊富な見識を有しておられ、それらの経験と幅広い見識を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言いただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大島浩司氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大島浩司氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 大島浩司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。大島浩司氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年８月に更新される予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
三森（みつもり）　仁（さとる） （1966年 1月22日生）	1993年４月　第二東京弁護士会　弁護士登録 あさひ法律事務所入所（現パートナー） 2008年４月　東京家庭裁判所家事調停委員（現任） 2021年６月　当社取締役（監査等委員） 2022年６月　㈱商船三井社外監査役（現任）	0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

三森仁氏は、弁護士として企業法務に精通され、その専門的な見識と企業経営にも携わっておられる経験を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。就任された場合には、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三森仁氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。三森仁氏が就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年８月に更新される予定であります。

第５号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である取締役賞与で構成されておりますが、持続的な企業価値向上に向けて、取締役に対して中長期的な活動に対するインセンティブを付与し、ステークホルダーとの利害共有に取り組むことを可能とする報酬制度について検討を行った結果、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役ならびに国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）および執行役員（委任型執行役員であり、国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。以下、取締役と併せて「取締役等」という。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式を報酬として交付する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。本議案は、2017年６月28日開催の第68回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額である年額250百万円以内（うち、社外取締役分は年額15百万円以内）とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役２名を除く５名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており（本総会終結時点において本制度の対象となる執行役員は３名の予定)、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれております。本議案をご承認いただいた場合、本議案の内容とも整合するよう、事業報告14頁に記載の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき変更することを予定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

2．本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位および業績目標の達成度等に応じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役ならびに国内非居住者を除く。） ・当社の執行役員（委任型執行役員であり、国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(3)のとおり。）	・３事業年度を対象として上限180百万円
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(4)のとおり。）	・３事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は135,000株 ・１事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限は45,000ポイント ・１事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限を１ポイント＝当社普通株式1株で換算した株式数の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.2%）
当社株式の取得方法（下記(3)のとおり。）	・本制度に伴う当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）より取得予定

③ 業績達成条件の内容 (下記(4)のとおり。)	・対象期間における中期３か年事業計画の毎事業年度の業績目標達成度等に応じて50～200％の範囲で変動 ・当初対象期間においては、ROE、PBRおよび非財務指標を業績評価指標として採用予定
④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	・原則、当社の取締役等を退任する時

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2024年９月（予定）から2027年９月（予定）までの約３年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（当初は、2025年３月31日で終了する事業年度から2027年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度）を対象とします。（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）

当社は、取締役等に対し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を180百万円としたうえで、かかる信託金を拠出し、取締役等を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、当該取締役等の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を３年間延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会

の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）で信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位および中期３か年事業計画の毎事業年度の業績目標達成度等に応じて付与されるポイント数により定まり、取締役等の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

１ポイント＝当社普通株式１株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与される対象期間毎のポイント数の上限は135,000ポイントとし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数である135,000株とします（以下

「上限交付株式数」という。)。
なお、上限交付株式数は、上記(3)の信託金の上限を踏まえて、過去の当社の株価水準や動向等を参考に設定しており、現在の当社の取締役等に対する報酬支給水準、当社の取締役等の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期
受益者要件を充足した取締役等は、当社の取締役等の退任時に、(4)に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から受けるものとします。このとき、当該取締役等は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。
なお、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) その他の本制度の内容
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以　上

（ご参考）取締役のスキル・マトリックス

第２号議案および第３号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、ならびに各取締役が備えるスキルは以下のとおりであります。

氏　名	地　　位	属性		経営戦略に照らして備えるべきスキル							
		指名・報酬諮問委員会	独立社外取締役	他社での経営経験	財務・会計	リスク管理・法務	受注活動	施工・技術	新規事業推進	人材育成	ＤＸ・ＩＴ
黒田 英彦	代表取締役会長	○				○	○			○	
加藤 雅也	代表取締役 社長執行役員	○				○	○	○		○	
大石　勉	取締役 専務執行役員						○	○	○		○
袴田 一博	取締役 専務執行役員						○				
鈴木 俊夫	取締役 上席執行役員	○				○	○	○		○	
田中 雅敏	取締役	○	○	○	○	○				○	○
佐古 麻衣子	取締役	○	○			○					
常木　茂	取締役 常勤監査等委員					○		○			
小坂井 千春	取締役 監査等委員	○	○	○	○						
大島 浩司	取締役 監査等委員	○	○	○	○						

当社の経営戦略に照らして特定した当社取締役が備えるべきスキル項目の選定理由は、以下のとおりであります。

スキル項目	項目としての選定理由
他社での経営経験	独立社外取締役には、他社での経営経験をいかして当社取締役会の監督や業務遂行に関する助言を行っていただくことを期待しており、他社での経営経験は、当社独立社外取締役にとって重要なスキルであります。
財務・会計	財務報告の正確性を確保することで市場からの信頼を獲得することや安定した財務基盤の構築により持続的な企業経営に資することは当社にとって重要な要素であり、財務・会計に関する知識は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
リスク管理・法務	企業活動にはさまざまなリスクが存在しており、リスク対応を誤ることで企業の存続に影響を及ぼすことも考えられることから、企業法務の知識やリスクマネジメントの経験は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
受注活動	売上高のほとんどを完成工事高が占める当社にとって、工事受注の成否が業績に直結することになることから、受注活動に関するノウハウや経験は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
施工・技術	安全で確実な施工体制の構築や環境技術をはじめとする先進的な施工技術の習得、ならびに空調の原理やシステム、機器等に関する知識や技術は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
新規事業推進	売上高のほとんどを完成工事高が占める当社においては、建設市場の動向により業績が変動するリスクを負っており、業績変動を抑制するために新規事業を推進することは、当社にとって重要な課題となっております。
人材育成	当社事業活動の特性上、特段の設備等を保有する必要がないということもあって、当社が事業活動を継続するにあたって最も重要な要素となるのは人材であり、人材育成や人材の有効活用に関する知識は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
ＤＸ・ＩＴ	今後、業務のさまざまな場面でIT技術を活用する機会が増え、DXの推進による新たなビジネスモデルの構築や業務の変革を企業の成長に繋げていかなければならない状況下において、DXやITに関する知識や経験は、当社取締役にとって重要なスキルであります。

【交付書面】

第75回　定時株主総会資料

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

① 事業報告

② 連結計算書類

③ 計算書類

④ 会計監査人の監査報告書

⑤ 監査等委員会の監査報告書

株式会社テクノ菱和

証券コード：1965

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

当期のわが国経済は、５月に新型コロナウイルス感染症の分類が変更されたことで経済活動の正常化が進み、前半は緩やかな景気回復基調となりましたが、円安や原材料価格の高騰などの影響による消費者物価の上昇から個人消費が低迷し、企業の生産活動にも弱い動きが見られたことから、後半にかけては回復の足踏みが続く状況となりました。

建設業界におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに底堅く推移いたしましたが、建設コストが増加した影響による投資額上昇といった側面もあり、実体としては前年度と同水準での推移となりました。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、激化する競争環境に対応するため、医薬品・食品・電子デバイス関連をはじめとする産業設備を中心に引き続きバランスのとれた受注活動を推進するとともに、慢性的な人員不足や2024年度から適用される改正労働基準法に対応するために業務の効率化を推し進め、事業所間の情報共有や効率的な人員配置による施工体制の強化にも取り組んでまいりました。

その結果、部門別工事受注高は、好調な受注環境を背景に、特に産業設備工事の受注が堅調に推移し、複数の大型物件を受注できたことなどから、産業設備工事518億円（前期比17.0％増）、一般ビル設備工事275億円（前期比5.4％増）、電気設備工事23億円（前期比0.3％増）となり、工事受注高合計は817億円（前期比89億円増）と12.3％の増加となりました。これに兼業事業の受注高10億円を加えました受注総額は827億円（前期比92億円増）となり、前期と比べ12.6％増加いたしました。

次に完成工事高は、手持ち工事の進捗が順調に推移したことから、725億円（前期比123億円、20.6％増）となり、これに兼業事業の売上高11億円を加えました売上高合計は736億円（前期比126億円増）で、前期と比べ20.7％増加いたしました。

利益につきましては、売上高の増加に加え、工事粗利益率の改善により、経常利益は63億円（前期比79.2％増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は45億６百万円（前期比92.7％増）となりました。

今後のわが国経済は、一時的に停滞していた企業の生産活動が持ち直しの動きを見せ、深刻な人手不足や高水準な賃上げ機運の高まりなどの影響から雇用・所得環境が改善に向かうことで個人消費の緩やかな回復が見込まれ、好調な企業業績や旺盛なインバウンド需要も相まって、景気は再び回復基調となることが予想されます。建設業界におきましては、公共投資は前年度並みで推移すると思われ、設備投資は企業規模による濃淡はあるものの、高水準な企業収益を支えに、増加基調となる見通しであります。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、2024年度を初年度とする中長期経営ビジョンや中期3か年事業計画に掲げる各方針を踏まえ、ここ数年力を入れてきたDXの推進や働き方改革への取組みをより一層深化させ、目に見える形での効率化に繋げてまいります。また、今後も人手不足が続くことが懸念されるなかで、人的投資にも力を入れ、新卒、キャリア問わず採用活動を充実させると同時に、社内の教育制度についても見直しを進め、全社的な技術力の向上を目指してまいります。さらに、社会的な要請も踏まえて、ESG経営の深化を実践し、持続可能な社会の実現にも貢献してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげます。

部門別受注高、売上高、繰越高

（単位　百万円）

区分			前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設備工事業	空調衛生設備工事業	産業設備工事業	26,319	51,843	46,553	31,609
		一般ビル設備工事業	20,997	27,548	23,449	25,097
	電気設備工事業		912	2,339	2,519	733
	小計		48,230	81,731	72,521	57,440
兼業事業	冷熱機器販売事業		－	1,065	1,065	－
	太陽光発電事業		－	－	11	－
	不動産賃貸事業		－	－	89	－
	小計		－	1,065	1,166	－
合計			48,230	82,797	73,688	57,440

当期中における主な完成工事と当期末における主な手持工事は次のとおりであります。

当期中の主な完成工事

工　事　名　称	工事場所
東北大学放射光研究拠点施設新営機械設備工事	宮　城　県
アルフレッサ㈱つくば物流センター新築工事	茨　城　県
ＡＧＣ㈱千葉工場Ｈｅａｒｔｙ　Ｃｅｎｔｅｒ（厚生棟）建設工事	千　葉　県
港区立赤坂中学校等整備に伴う空気調和設備工事	東　京　都
丸株ビル建設工事機械設備工事	東　京　都
第一三共プロファーマ㈱平塚工場第二無菌製剤棟建設工事	神　奈　川　県
新潟刑務所処遇管理棟等新営（機械設備）工事	新　潟　県
Ｐｒｏｘｉｍａｒ㈱Ｆｕｊｉ―Ｏｙａｍａ　Ｉ（サーモン養殖場）	静　岡　県
ＪＡ静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院ＥＳ事業空調設備工事	静　岡　県
浜松医科大学講義実習棟改修機械設備工事	静　岡　県
半田市医師会健康管理センター新棟（ドック棟）建設及び本館改修工事	愛　知　県
佐藤薬品工業㈱Ｂ―２４製造棟建築に伴う機械設備工事	奈　良　県
松江刑務所収容棟D等新営（機械設備）工事	島　根　県
セトラスホールディングス㈱培養室恒温恒湿室新設工事	香　川　県
㈱清和福岡工場蒸気ボイラー設備更新工事	福　岡　県

当期末の主な手持工事

工　事　名　称	工事場所
㈱ＳＵＭＣＯ千歳工場クリーンルーム改修工事	北　海　道
三沢米軍（４）格納庫（０４０８）新設機械工事	青　森　県
㈱ニコン本社建設工事（ＣＯＬ計画）	東　京　都
三菱UFJ銀行多摩ビジネスセンター空調機更新工事	東　京　都
三菱ふそうトラック・バス㈱機械工場空調設備工事	神　奈　川　県
NGKセラミックデバイス㈱多治見工場設備UTY工事	岐　阜　県
日本ガイシ㈱新研究開発棟内装・設備工事	愛　知　県
茨木市小中学校屋内運動場空調設備等整備事業	大　阪　府
県立西宮総合医療センター（仮称）病院棟外機械設備工事	兵　庫　県
神戸市役所連絡ロビー・エネルギー施設他空気調和設備工事	兵　庫　県
奈良県立医科大学新キャンパス新築工事（機械設備工事）	奈　良　県
沢井製薬㈱第二九州工場新棟建設工事	福　岡　県
那覇第２合同３号館(Ｒ３)機械設備工事	沖　縄　県
ハンセン（Ｒ２）隊舎（４００９）新設機械工事	沖　縄　県
ＡＬＢＡ　ＴＲＩＤＩ　ＲＥＣＹＣＬＩＮＧ　ＦＡＣＴＯＲＹ	インドネシア

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資は、コンピュータシステムの導入に伴う機器・ソフトウェア類や研究開発資産の取得費を主なものとして、総額４億３千８百万円であります。なお、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区分		第72期 2021年３月期	第73期 2022年３月期	第74期 2023年３月期	第75期(当期) 2024年３月期
受注高	(百万円)	56,187	59,603	73,559	82,797
売上高	(百万円)	54,871	56,905	61,030	73,688
経常利益	(百万円)	2,128	3,385	3,557	6,374
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,234	2,237	2,339	4,506
１株当たり当期純利益	(円)	56.11	102.76	107.43	209.44
総資産	(百万円)	62,443	63,698	63,457	76,228
純資産	(百万円)	41,282	42,462	43,375	49,186
１株当たり純資産	(円)	1,896.12	1,950.36	1,992.31	2,337.72

(注) 第73期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 等を適用しており、第73期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

受注高 (百万円)

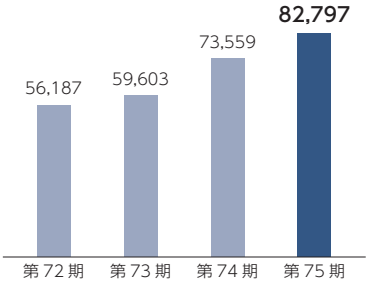

売上高 (百万円)

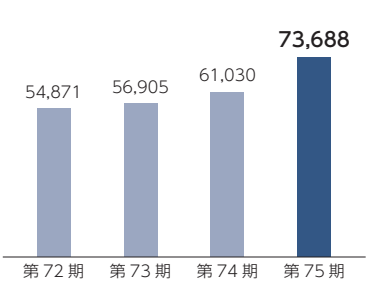

経常利益 (百万円)

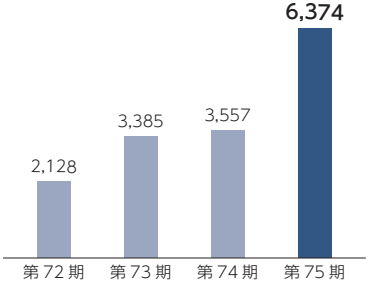

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

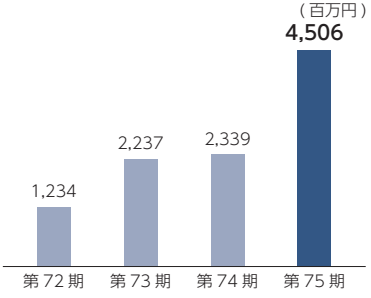

１株当たり当期純利益 (円)

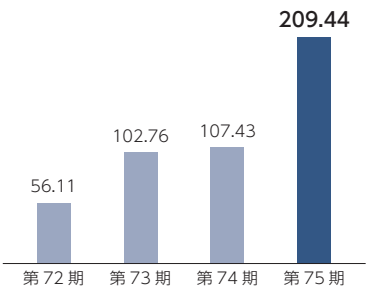

総資産 / 純資産 (百万円)

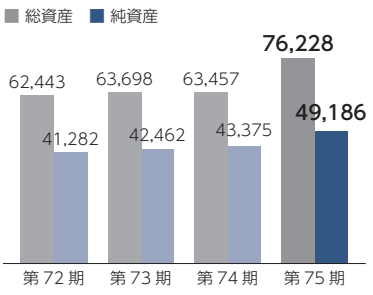

② 当社の財産および損益の状況

区分		第72期 2021年３月期	第73期 2022年３月期	第74期 2023年３月期	第75期(当期) 2024年３月期
受注高	(百万円)	51,379	54,884	68,609	77,227
売上高	(百万円)	50,584	51,764	56,548	68,443
経常利益	(百万円)	1,935	3,200	3,403	6,146
当期純利益	(百万円)	1,152	2,138	2,275	4,389
１株当たり当期純利益	(円)	52.37	98.24	104.51	204.01
総資産	(百万円)	55,638	57,176	57,113	67,111
純資産	(百万円)	36,746	37,940	38,967	42,974
１株当たり純資産	(円)	1,687.81	1,742.66	1,789.85	2,042.56

(注) 第73期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 等を適用しており、第73期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

受注高 (百万円)

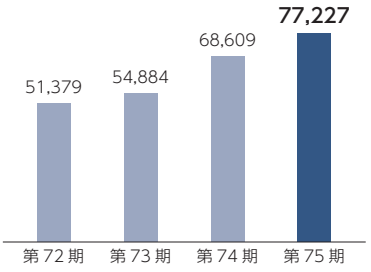

売上高 (百万円)

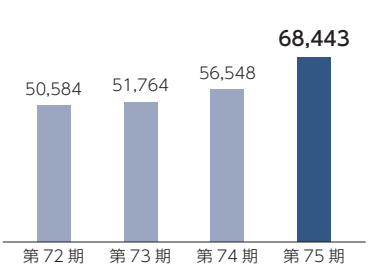

経常利益 (百万円)

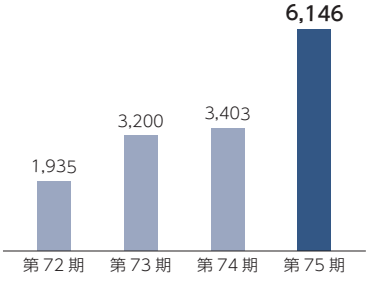

当期純利益 (百万円)

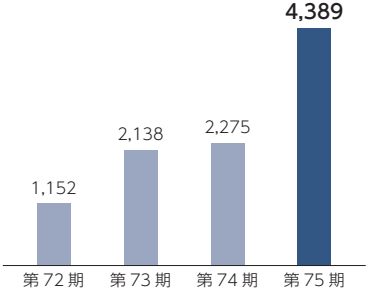

１株当たり当期純利益 (円)

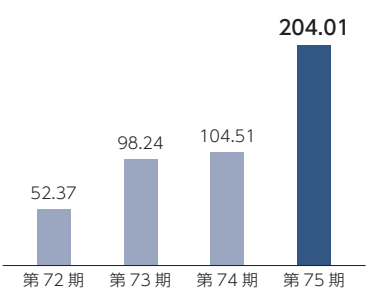

総資産 / 純資産 (百万円)

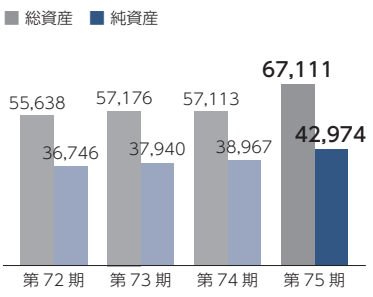

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金		当社の出資比率		主な事業内容
東京ダイヤエアコン株式会社	50	百万円	100	%	空調衛生設備工事業
菱和エアコン株式会社	40	百万円	100	%	空調衛生設備工事業
松浦電機システム株式会社	50	百万円	100	%	電気設備工事業
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	6,000	百万インドネシアルピア	66.7	%	空調衛生設備工事業

(注) 上記の重要な子会社４社は連結子会社であります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、空調衛生設備工事および電気設備工事の設計・施工ならびにこれらの設備工事にかかる機器類の販売事業等を行っております。

部門別の事業内容は以下のとおりであります。

① 産業設備工事業

超清浄空間や厳密な温湿度管理が必要となる電子部品、精密機器、食品および医薬品等の製造工場や研究所等における空調衛生設備工事を行っております。

② 一般ビル設備工事業

人々が社会活動を営むうえで快適な空間を求められる事務所、学校および病院等の一般建物における空調衛生設備工事を行っております。

③ 電気設備工事業

工場の大型大容量電力設備から多様化するオフィスビルにおける電気設備まで、システム構築を含めた電気設備工事を行っております。

④ 冷熱機器販売事業

上記の設備工事に関連する空調機器等の販売を行っております。

⑤ 太陽光発電事業

太陽光発電施設を建設し、発電した電力を売電する事業を行っております。

⑥ 不動産賃貸事業

遊休地を活用して賃貸マンションを建設し、不動産の賃貸業を行っております。

(6) 主要な営業所および研究所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都豊島区
東京本店	東京都豊島区
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
東北支店	宮城県仙台市
東関東支店	茨城県土浦市
北関東支店	埼玉県さいたま市
横浜支店	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
中国支店	岡山県倉敷市
九州支店	福岡県福岡市
技術開発研究所	神奈川県横浜市

② 子会社

名称	所在地
東京ダイヤエアコン株式会社	東京都新宿区
菱和エアコン株式会社	愛知県名古屋市
松浦電機システム株式会社	大阪府守口市
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	インドネシア共和国

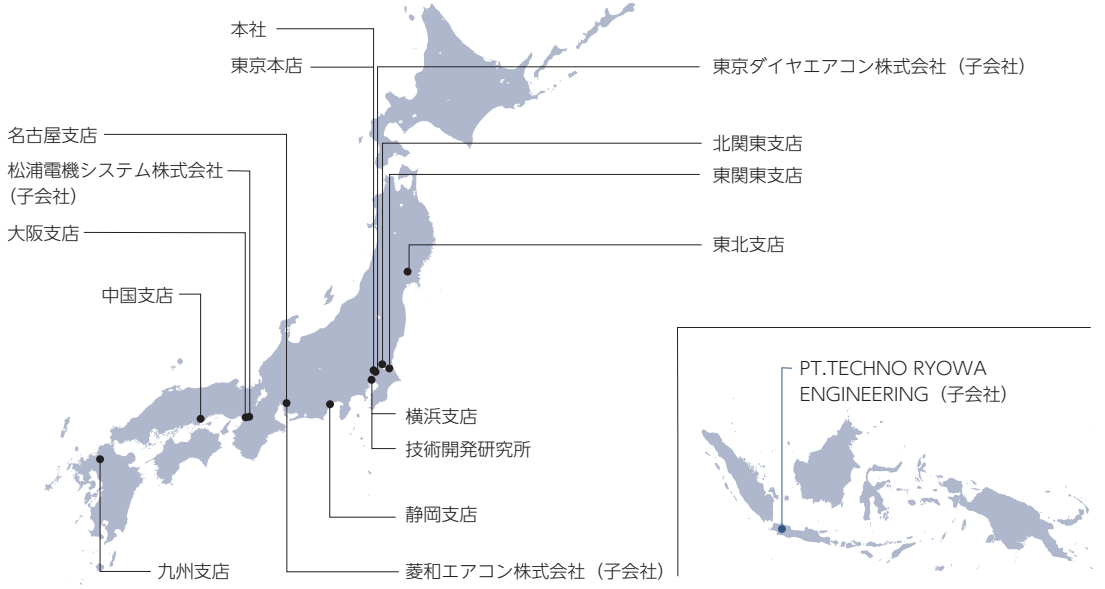

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
899名	2名 減

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
776名	1名 増	44歳９か月	15年6か月

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　79,994,522株

（2）発行済株式の総数　22,888,604株

（3）株　主　数　7,050名（前事業年度末比845名減）

（4）大　株　主

株主名	持株数	持株比率
テクノ菱和取引先持株会	2,206 千株	10.4 %
三菱重工サーマルシステムズ株式会社	1,424	6.7
株式会社三菱UFJ銀行	971	4.6
株式会社みずほ銀行	971	4.6
東京海上日動火災保険株式会社	816	3.8
株式会社名古屋銀行	738	3.5
明治安田生命保険相互会社	734	3.4
テクノ菱和従業員持株会	725	3.4
株式会社京葉銀行	723	3.4
重田康光	640	3.0

（注）当社は、自己株式1,849,158株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2024年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	黒田　英彦	社長執行役員
取締役	加藤　雅也	専務執行役員東京本店長
取締役	大石　勉	常務執行役員技術本部長
取締役	袴田　一博	常務執行役員営業本部長
取締役	武田　公温	三菱重工サーマルシステムズ㈱シニアテクニカルアドバイザー
取締役 (常勤監査等委員)	常木　茂	
取締役 (監査等委員)	小坂井　千春	
取締役 (監査等委員)	飯髙　弘史郎	

(注) 1. 武田公温、小坂井千春および飯髙弘史郎の３氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である取締役小坂井千春および飯髙弘史郎の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との十分な連携を図るため、常木茂氏を常勤の監査等委員に選定しております。

（2）当事業年度中および事業年度末日後の取締役の異動

① 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

② 事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動

氏　名	新	旧	異動年月日
黒田 英彦	代表取締役会長	代表取締役社長執行役員	2024年４月１日
加藤 雅也	代表取締役社長執行役員	取締役専務執行役員 東京本店長	2024年４月１日
大石 勉	取締役専務執行役員 技術部門統括	取締役常務執行役員 技術本部長	2024年４月１日
袴田 一博	取締役専務執行役員 営業本部長	取締役常務執行役員 営業本部長	2024年４月１日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（武田公温、常木茂、小坂井千春および飯髙弘史郎の４氏）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、保険期間中に会社役員である被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。

なお、職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約には免責額を設け、縮小支払割合を定めております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	163,451千円 （ 600 千円 ）	109,451千円 （ 600 千円 ）	54,000千円 （ ― ）	5名 （ 1名 ）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	23,760千円 （ 9,600 千円 ）	23,760千円 （ 9,600 千円 ）	― （ ― ）	3名 （ 2名 ）

② 業績連動報酬等に関する事項

取締役の会社業績向上に対する意識を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、業績連動報酬等として取締役賞与を支給しております。取締役賞与は、「役員報酬規程」にその支給基準が定められており、取締役会の決議を経て支給しております。取締役賞与の支給総額を決定するにあたっては、事業計画を策定するうえで重要な指標として認識している経常利益（単体）を支給総額決定の根拠となる指標として用いております。

取締役賞与の算定方法は、役員賞与引当金計上前の経常利益に一定割合を乗じた金額を支給総額としており、経常利益に応じて変動する仕組みとしておりますが、支給額が過大とならないよう、決定できる支給総額に上限を設けております。

当事業年度を含む経常利益（単体）の推移は、１.(3) ②「当社の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

③ 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2017年６月28日開催の第68回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役年額15百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は１名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年６月28日開催の第68回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

④　取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ⅰ　当該方針の決定の方法

当該方針を決定するにあたって、取締役会の諮問機関として任意に設置する指名・報酬諮問委員会に方針の原案を諮り、同委員会で審議のうえ、同委員会の意見を踏まえて2021年２月26日開催の取締役会において当該方針を決議いたしました。

ⅱ　当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関しては、業績連動報酬である取締役賞与と業績連動報酬以外の報酬である月額報酬により構成されており、過度なインセンティブを付与することが業績達成への圧力となり、不正に繋がることも考えられることを考慮し、一定の月額報酬をベースとしつつ、各取締役の業績への貢献に対しては、取締役賞与の支給をもって評価する方針としております。なお、個人別の報酬等についての種類ごとの割合は定めておりませんが、業績連動報酬である取締役賞与については、「役員報酬規程」に支給できる上限を定めております。

月額報酬は、固定的な報酬として、毎月一定額を支給します。支給額は株主総会の決議の範囲内で、役位毎に取締役会において定められております。月額報酬のうち、役位毎に定めた一定額を役員持株会に拠出することとし、持株会の持分については、在任期間中の引き出しを禁止しております。これにより、中長期的に株価上昇へのインセンティブを付与することとします。

取締役賞与は、「役員報酬規程」にその支給基準が定められており、取締役会の決議を経て支給することとしております。当社は事業計画を策定するにあたり、経常利益を重要な指標として捉えており、業績連動報酬である取締役賞与についても、支給総額の決定の根拠となる指標として選択しております。個別の支給額の決定については、取締役会決議により代表取締役社長執行役員に一任されており、代表取締役社長執行役員は、各取締役の期間業績達成度合いに応じて個々の取締役に対する評価を実施し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえて、個別の支給額を決定しております。

ⅲ　当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の月額報酬である基本報酬については、役位毎の支給額を取締役会で決議しており、取締役賞与については、「役員報酬規程」に支給総額の計算方法や上限、支給条件等を定めるなど、報酬の透明性確保に努めております。また、取締役の報酬等の決定にあたっては、「指名・報酬諮問委員会規程」に同委員会の審議を踏まえて決定する手続きを定めており、個別の支給額はこれらの手続きを踏まえて決定されたことを確認していることから、報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

⑤　取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2023年５月12日開催の取締役会において、代表取締役社長執行役員黒田英彦に取締役賞与の個別の支給額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、「役員報酬規程」に基づき決定された取締役賞与の支給総額の範囲内で、各取締役の担当部門の期間業績達成度合いを評価し、個人別の支給額を決定することであります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績達成状況の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。

当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、代表取締役社長執行役員が個別の賞与額を決定するにあたっては、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に諮り、同委員会の意見を踏まえて、支給額を決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

社外取締役武田公温氏の兼職先である三菱重工サーマルシステムズ株式会社は、当社の大株主であります。なお、当事業年度における同社との取引はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

社外取締役である武田公温氏は、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、専門分野に関して議案審議に必要な発言を適宜行いました。

監査等委員である社外取締役小坂井千春および飯髙弘史郎の両氏は、当事業年度開催の取締役会のうち、小坂井氏は14回全て、飯髙氏は11回に出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行いました。また、当事業年度開催の監査等委員会16回のうち、小坂井氏は16回全て、飯髙氏は12回に出席し、主に金融機関における長年の経験を通じて培った知識・見地から監査等委員会の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役には、それぞれの専門的な立場からの助言や業務執行者から独立した立場からの経営に対する監督の役割を期待しており、社外取締役の３氏は、それぞれの専門分野の知見に基づいて取締役会において適宜発言を行ったほか、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、就任中に開催された同委員会全てに出席し、独立した立場から取締役の選任や取締役の報酬に関する議案の審議を行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	52百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役等の関係者および会計監査人から報告を受け、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当社の会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反したり監督官庁から監査業務停止処分を受ける等の事実により、当社の会計監査の信頼性に疑義を生じさせることになると判断した場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任することがあります。

5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況に関する事項

（1）業務の適正を確保するための体制

当社が、内部統制システム構築の基本方針として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することはもとより、社会規範や企業倫理にも適ったものとするために「企業倫理行動指針」を制定する。取締役および執行役員は、自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。取締役、執行役員および使用人は、この指針に従って職務の執行にあたり、企業の社会的責任を果たし、広く社会からの信頼を獲得することを目指す。

ⅱ 取締役会については「取締役会規程」によりその適切な運営が確保されており、原則月１回開催し、その他必要に応じて随時開催して各取締役の業務執行状況を互いに監督する。取締役は他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。監査等委員は取締役会には社外監査等委員を含む全員が出席し、経営会議および月１回開催される支店長会議には常勤監査等委員が出席して、業務の執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べる。また、監査等委員は業務執行取締役および使用人に対して必要に応じヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、その職務執行状況を確認する。

ⅲ 内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づいて、使用人が法令、定款および社内規則に則った業務執行を行っているかを調査する。

ⅳ コンプライアンス体制を確立し不祥事を未然に防止するという目的を達成するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス委員会規程」に基づいて、社内のコンプライアンス体制の整備、維持を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンス違反に該当する事項を発見した場合の対応策および処分等を審議する。

ⅴ 取締役、執行役員および従業員に対し、日常業務遂行にあたっての行動準則を示すものとして、「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。

ⅵ コンプライアンス上問題がある行為を知った場合の報告先として「コンプライアンス投書箱」を設置し、匿名または記名による報告を受ける。報告は、電子メールにより常勤監査等委員を含む社内関係先に配信され、報告者の保護に配慮しながら、必要な調査を行い、調査結果に応じて是正措置や社内処分を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役、執行役員および従業員の職務執行については、「組織および職制規程」に定められた権限に基づき、取締役会等の重要会議の決議や決裁権者の決裁を受け、議事録および決裁書は、「文書管理要領」に基づいて保存・管理する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理に関する基本方針を定め、同規程に基づいた社長直轄のリスク管理委員会を設置する。また、リスクを体系的に管理するために、当社を取り巻く主要なリスクを「リスク一覧表」として取りまとめ、規程に定めた管理プロセスに則り、リスクの特定、分析および評価を行い、リスク対策方針の検討や対策の実施を実行する。不測の重大リスクが発生した場合には、社長または社長が任命する者を長とする緊急体制を敷き、関係部門への指示を徹底して被害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ　取締役会の運営は「取締役会規程」に基づいて行われ、業務執行に関する重要事項を審議し、決議する。取締役会の意思決定のための協議機関として社長ならびに社長の指名する取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置し、取締役会にかける重要事項の事前審議ならびに業務執行方針に関する事項および重要な個別案件の審議を行う。

ⅱ　取締役への委嘱業務は、取締役会において決定し、各取締役は委嘱された担当の業務について「職務分掌表」、「職務権限基準」において定められた役割、権限に基づいて業務執行を行う。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ　子会社の管理は管理本部が担当し、「関連会社管理規程」に基づいて、子会社の経営管理および経営指導を行う。子会社は同規程に従い当社への申請、報告を行う。

ⅱ　「関連会社管理規程」に基づいて行われた子会社からの申請、報告をもとに、子会社のリスク管理、法令遵守等の実施状況を把握して、子会社に対して諸施策の改善や見直し等を図らしめる。

ⅲ　当社の取締役、執行役員または従業員が子会社の取締役を兼務し、取締役会への参加を通じて取締役の職務の執行状況を確認する。また、子会社から定期的に業績の進捗状況を提出させ、子会社の経営状態を把握して適切な経営指導を行う。さらに、四半期ごとに国内連結子会社の社長を当社の支店長会議に参加させ、子会社に対して事業方針や事業計画等の報告を求めるとともに、当社グループ全体での経営方針等の共有を図る。

ⅳ　子会社の取締役および従業員に対して「コンプライアンス投書箱」の報告先を周知させ、当社の従業員と同様に子会社からもコンプライアンスに関する報告、質問等を受ける。また、子会社に対しても「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、法令遵守への意識づけを行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、内部監査室の所属員がこれにあたる。当該使用人は、監査等委員会から受けた指示の範囲内においては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動については、監査等委員会の同意を要するものとする。

⑧　監査等委員会への報告に関する体制

ⅰ　取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から重要な会議の議事録、決裁書その他業務執行に関する文書の閲覧およびその説明を求められた場合は、これに従う。また、常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、支店長会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、取締役、執行役員および使用人の業務執行状況を確認して、必要に応じ報告を求める。

ⅱ　常勤監査等委員は国内連結子会社の非常勤監査役を兼務し、取締役会等の重要な会議へ出席する。また、監査等委員会が選定する監査等委員は子会社を定期的に訪問し、子会社の社長、取締役および従業員に対し、適宜ヒアリングを行い、業務執行状況等の報告を受ける。

⑨　監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　内部通報としての機能を有する「コンプライアンス投書箱」は、常勤監査等委員を報告先の一つとしており、「コンプライアンス委員会規程」において、報告者に対する不利益取扱いの禁止や不利益取扱いを行った者への処分について規定する。

⑩　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

　監査等委員の通常の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員会の監査計画に応じた予算を設定しており、監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求を行ったときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内の業務監査部門である内部監査室は、監査等委員会と連携して監査を行うことにより監査業務の効率化を図る。内部監査室長は、可能な限り監査等委員会に出席して、業務監査についての報告および監査についての意見交換を行う。監査等委員会および内部監査室は定期的に会計監査人との情報交換および意見交換を行い、三様監査による監査の実効性確保を図るよう努める。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備と改善を継続的に推進して、財務報告の信頼性の確保に努める。

⑬　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、総会屋・暴力団等の社会の秩序を乱す反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することを基本方針としている。

ⅰ　反社会的勢力に対する基本方針を「企業倫理行動指針」に明文化するとともに、「反社会的勢力対応規程」を整備し、全役職員に研修などを通じて遵守の徹底を図る。

ⅱ　コンプライアンス・マニュアルにおいて反社会的勢力に対する心構えや行動原則等を示し、これらの勢力との関係遮断を全役職員に周知徹底する。

ⅲ　反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して情報の収集に努め、必要に応じて連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

内部統制システムの適切な運用を確保するため、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の委員会を設置し、適宜開催しております。また、当社の行動準則である「企業倫理行動指針」について、その浸透状況を確認するため、全役職員に向けた行動指針についてのアンケートを実施したほか、新しく部長に就任した者に対し、行動指針を遵守する旨の宣誓書を提出させるなど、企業倫理に関する意識の向上に努めております。

コンプライアンスに関しては、支店長会議において定期的に研修を実施し、事業所長等の出席者への注意喚起を図るとともに、研修内容を事業所各部門で実施する勉強会のテーマとして取り上げ、従業員への周知を図りました。また、新入社員研修や新任管理職研修においてコンプライアンス研修を実施したほか、子会社を含む全役職員を対象としたｅラーニング研修を実施し、法令遵守の意識づけを行いました。また、コンプライアンス投書箱の運用状況について取締役会に報告いたしました。

社内規程については、法改正や社内の制度改正等に伴って、適宜制定および改正を行ったほか、損失の危険の管理に関しては、同一経済圏での災害発生を想定し、複数支店で現地対策本部を設置して、ＩＣＴを活用した被害状況の把握等のＢＣＰ訓練を実施いたしました。

子会社については、基本方針に定めたとおり、子会社の取締役会への参加や子会社からの申請・報告をもとに子会社の業務執行状況を把握し、業務の適正の確保に努めてまいりました。

内部監査室は、支店・営業所や現場事務所を積極的に訪問し、社内規程や内部統制ルールの遵守状況を確認し、問題点を発見した場合は是正指導を行うとともに、内部統制委員会を通じて社長や常勤監査等委員に報告を行いました。

監査等委員は、内部監査室長や社外取締役との情報交換により情報の共有化を図ったうえで支店・営業所の往査を実施して、業務執行取締役、執行役員および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。また、常勤監査等委員は、各委員会等の重要会議に出席し、内部統制の運用状況を確認いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位　百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**50,347**	**流動負債**	**23,095**
現金及び預金	9,921	支払手形・工事未払金等	9,130
受取手形・完成工事未収入金等	31,694	電子記録債務	4,316
電子記録債権	7,024	１年内返済予定の長期借入金	60
有価証券	100	未払費用	984
未成工事支出金等	327	未払法人税等	1,527
その他	1,283	未払消費税等	2,261
貸倒引当金	△3	未成工事受入金	2,528
固定資産	**25,880**	賞与引当金	971
有形固定資産	**4,105**	役員賞与引当金	68
建物・構築物	4,573	完成工事補償引当金	133
機械・運搬具・工具器具備品	1,446	工事損失引当金	8
土地	1,767	その他	1,103
減価償却累計額	△3,683	**固定負債**	**3,946**
無形固定資産	**330**	長期借入金	65
ソフトウエア	223	繰延税金負債	3,316
その他	107	再評価に係る繰延税金負債	104
投資その他の資産	**21,445**	退職給付に係る負債	296
投資有価証券	11,355	その他	165
退職給付に係る資産	8,098	**負債合計**	**27,042**
その他	2,003	**純資産の部**	
貸倒引当金	△11	**株主資本**	**41,712**
資産合計	**76,228**	**資本金**	**2,746**
		資本剰余金	**2,498**
		利益剰余金	**38,466**
		自己株式	**△1,999**
		その他の包括利益累計額	**7,471**
		その他有価証券評価差額金	**5,387**
		土地再評価差額金	**△134**
		為替換算調整勘定	**△1**
		退職給付に係る調整累計額	**2,219**
		非支配株主持分	**1**
		純資産合計	**49,186**
		負債純資産合計	**76,228**

連結損益計算書

（自　2023年４月１日
至　2024年３月31日）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	72,521	
兼業事業売上高	1,166	73,688
売上原価		
完成工事原価	60,100	
兼業事業売上原価	899	61,000
売上総利益		
完成工事総利益	12,421	
兼業事業売上総利益	266	12,687
販売費及び一般管理費		6,895
営業利益		**5,792**
営業外収益		
受取利息及び配当金	241	
受取保険金	151	
為替差益	143	
その他	66	602
営業外費用		
支払利息	12	
支払手数料	4	
その他	4	20
経常利益		**6,374**
特別利益		
投資有価証券売却益	116	116
税金等調整前当期純利益		**6,490**
法人税、住民税及び事業税	2,002	
法人税等調整額	△19	1,982
当期純利益		**4,508**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,506**

連結株主資本等変動計算書

（自　2023年４月１日
至　2024年３月31日）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,746	2,498	34,743	△998	38,990
当期変動額					
剰余金の配当			△783		△783
親会社株主に帰属する当期純利益			4,506		4,506
自己株式の取得				△1,000	△1,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,723	△1,000	2,722
当期末残高	2,746	2,498	38,466	△1,999	41,712

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,976	△134	△2	546	4,384	－	43,375
当期変動額							
剰余金の配当							△783
親会社株主に帰属する当期純利益							4,506
自己株式の取得							△1,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,411	－	0	1,673	3,086	1	3,088
当期変動額合計	1,411	－	0	1,673	3,086	1	5,810
当期末残高	5,387	△134	△1	2,219	7,471	1	49,186

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　4社　（東京ダイヤエアコン㈱、菱和エアコン㈱、松浦電機システム㈱、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING）

非連結子会社の数　3社　（㈱アール・デザインワークス、㈱ダイヤランド、KYODO TECHNO MYANMAR CO., LTD.）

非連結子会社３社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社３社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。なお、関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERINGの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金等　主として個別法による原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物　15～50年

機械・運搬具・工具器具備品　４～17年

無形固定資産（リース資産を除く）	自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。
工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社及び連結子会社は、設備工事業（空調衛生設備工事業及び電気設備工事業）において、主として日本及び東南アジア地域の顧客に対して、設備工事の設計・施工を行っております。

当該工事契約については、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日までに発生した工事原価が、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、合理的な見積りができるときまで、原価回収基準を適用しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」(前連結会計年度33百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」(当連結会計年度41百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその金額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益　56,805百万円

工事損失引当金　8百万円

上記に記載した金額は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」4(3)及び4(5)に記載した方法で算出しております。

一定の期間にわたり認識した収益や工事損失引当金の計上は、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに大きく依存しております。

この工事原価総額の見積りに当たっては、全ての工事契約に適用可能な画一的な判断尺度を得られにくく、資材や外注費等の市況変動や価格交渉、仕様変更による増減など工事に関する専門的知識及び実務経験を有する者による高度な判断が求められます。また、工事の進捗に伴い、予期し得ない設計・仕様変更、資材及び外注費等の市況変動や価格交渉の結果によって工事原価総額が大幅に増減することがあるため、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高や工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金　(定期預金)　220百万円

2．連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が、連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	27百万円
電子記録債権	38

3. 事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結損益計算書関係】

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結株主資本等変動計算書関係】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	22,888千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年６月27日定時株主総会	普通株式	435	20.00	2023年３月31日	2023年６月28日
2023年11月８日取締役会	普通株式	347	16.00	2023年９月30日	2023年12月６日
計		783	36.00		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	673百万円
② １株当たり配当額	32円00銭
③ 基準日	2024年３月31日
④ 効力発生日	2024年６月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を金融機関等からの借入れにより調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの管理諸規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金は返済期間30か月以内の固定金利で調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注) 2.を参照ください)。

(単位　百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	10,705	10,705	－
長期借入金（1年内返済予定含む）	125	124	△0

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「電子記録債権」、「有価証券に含まれる預金と同様の性格を有する金銭信託」、「支払手形・工事未払金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、短期間で決済されるため、帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位　百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	649

これらについては、「投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位　百万円）

区 分	時 価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合 計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,999	－	－	9,999
債券	－	706	－	706
資 産 計	9,999	706	－	10,705

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位　百万円）

区 分	時 価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合 計
長期借入金（１年内返済予定含む）	－	124	－	124
負 債 計	－	124	－	124

（注）時価の算定に用いた評価法及び時価の算定に係わるインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定含む）

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しているため、その時価をレベル２に分類しております。

【退職給付関係】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、国内連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	5,581百万円
勤務費用	238
利息費用	39
数理計算上の差異の発生額	0
退職給付の支払額	△420
退職給付債務の期末残高	5,439

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	10,891百万円
期待運用収益	302
数理計算上の差異の発生額	2,564
事業主からの拠出額	198
退職給付の支払額	△420
年金資産の期末残高	13,537

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	275百万円
退職給付費用	30
退職給付の支払額	△9
退職給付に係る負債の期末残高	296

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,439百万円
年金資産	△13,537
	△8,098
非積立型制度の退職給付債務	296
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,801
退職給付に係る負債	296百万円
退職給付に係る資産	△8,098
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,801

（注） 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	238百万円
利息費用	39
期待運用収益	△302
数理計算上の差異の費用処理額	△152
簡便法で計算した退職給付費用	30
確定給付制度に係る退職給付費用	△146

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	2,411百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	3,198百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株　式	58%
債　券	34
現金及び預金	1
その他	7
合　計	100

（注） 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が42%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.7%
長期期待運用収益率	3.0%

なお、当社は退職給付見込額の期間帰属方法として、ポイント制（将来のポイントの累計を織り込まない方法）を採用しているため、退職給付債務の算定に際して予想昇給率を使用しておりません。

3. 確定拠出制度

当社及び国内連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は57百万円であります。

【賃貸等不動産関係】

重要性がないため、記載を省略しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位　百万円)

区 分			報告セグメント 設備工事業	その他	合 計
設備工事業	空調衛生設備工事業	産業設備工事	46,553	－	46,553
		一般ビル設備工事	23,449	－	23,449
	電気設備工事業		2,519	－	2,519
冷熱機器販売事業			－	1,065	1,065
その他の事業			－	101	101
顧客との契約から生じる収益			72,521	1,166	73,688
外部顧客への売上高			72,521	1,166	73,688

(注) 上記の設備工事業につきましては、主に履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用し、その他につきましては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法を適用しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

① 履行義務に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準に記載しております。

② 重要な支払条件に関する情報

設備工事業に関する取引の対価は、契約条件に従い、主に履行義務の充足に係る進捗度に応じて段階的に受領しております。

(2) 履行義務の充足時点に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位　百万円)

区 分	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	21,535
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	26,924
契約資産（期首残高）	6,206
契約資産（期末残高）	11,793
契約負債（期首残高）	1,631
契約負債（期末残高）	2,550

契約資産は、顧客（施主又は総合建設会社等）との設備工事業の契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の部分にかかる対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従い、主に履行義務の充足に係る進捗度に応じて段階的に受領しております。

契約負債は、主に履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する顧客との工事契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った未充足の履行義務に係る前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,243百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が5,587百万円増加した主な理由は、工事の進捗による増加及び債権への振り替えによる減少であり、これによりそれぞれ80,053百万円増加し、74,465百万円減少いたしました。また、当連結会計年度において契約負債が919百万円増加した理由は、工事代金の前受けによる増加及び工事の進捗による収益の認識に伴う取り崩しによる減少であり、これによりそれぞれ35,702百万円増加し、34,783百万円減少いたしました。

当連結会計年度に追加受注等で取引価格が変動したことなどにより、過去の期間に充足（又は部分的な充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は569百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社における未充足の履行義務は、2024年３月31日時点で57,440百万円であります。当該履行義務は、設備工事業における設計・施工に関するものであり、期末日後１年以内に77%、残り23%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

【１株当たり情報】

1. １株当たり純資産額　2,337円72銭
2. １株当たり当期純利益　209円44銭

貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位　百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**44,968**	**流動負債**	**21,471**
現金及び預金	6,043	支払手形	432
受取手形	239	電子記録債務	3,984
電子記録債権	6,644	工事未払金	7,654
完成工事未収入金	30,091	買掛金	179
売掛金	304	１年内返済予定の長期借入金	60
有価証券	100	未払費用	912
未成工事支出金等	291	未払法人税等	1,453
立替金	891	未払消費税等	2,228
その他	365	未成工事受入金	2,415
貸倒引当金	△3	預り金	836
固定資産	**22,142**	賞与引当金	896
有形固定資産	**3,935**	役員賞与引当金	54
建物・構築物	4,321	完成工事補償引当金	128
機械・運搬具	360	工事損失引当金	0
工具器具・備品	1,000	その他	235
土地	1,677	**固定負債**	**2,665**
減価償却累計額	△3,424	長期借入金	65
無形固定資産	**316**	繰延税金負債	2,337
ソフトウエア	210	再評価に係る繰延税金負債	104
その他	105	その他	158
投資その他の資産	**17,890**	**負債合計**	**24,136**
投資有価証券	11,259	**純資産の部**	
関係会社株式	443	**株主資本**	**37,762**
前払年金費用	4,899	**資本金**	**2,746**
破産更生債権等	1	**資本剰余金**	**2,498**
その他	1,299	資本準備金	2,498
貸倒引当金	△11	**利益剰余金**	**34,515**
資産合計	**67,111**	利益準備金	490
		その他利益剰余金	34,025
		別途積立金	15,700
		繰越利益剰余金	18,325
		自己株式	**△1,999**
		評価・換算差額等	**5,212**
		その他有価証券評価差額金	**5,346**
		土地再評価差額金	**△134**
		純資産合計	**42,974**
		負債純資産合計	**67,111**

損益計算書

（自　2023年４月１日
至　2024年３月31日）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	67,206	
兼業事業売上高	1,237	68,443
売上原価		
完成工事原価	55,728	
兼業事業売上原価	984	56,712
売上総利益		
完成工事総利益	11,477	
兼業事業売上総利益	252	11,730
販売費及び一般管理費		6,233
営業利益		**5,497**
営業外収益		
受取利息及び配当金	282	
受取保険金	151	
為替差益	143	
貸倒引当金戻入額	26	
その他	70	674
営業外費用		
支払利息	19	
支払手数料	4	
その他	2	25
経常利益		**6,146**
特別利益		
投資有価証券売却益	116	116
税引前当期純利益		**6,262**
法人税、住民税及び事業税	1,890	
法人税等調整額	△17	1,873
当期純利益		**4,389**

株主資本等変動計算書

（自　2023年４月１日
至　2024年３月31日）

（単位　百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,746	2,498	490	15,700	14,719	30,909	△998	35,156
当期変動額								
剰余金の配当					△783	△783		△783
当期純利益					4,389	4,389		4,389
自己株式の取得							△1,000	△1,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	3,606	3,606	△1,000	2,605
当期末残高	2,746	2,498	490	15,700	18,325	34,515	△1,999	37,762

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,945	△134	3,811	38,967
当期変動額				
剰余金の配当				△783
当期純利益				4,389
自己株式の取得				△1,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,401	－	1,401	1,401
当期変動額合計	1,401	－	1,401	4,006
当期末残高	5,346	△134	5,212	42,974

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金等	主として個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物・構築物　　15～50年 機械・運搬具　　４～17年 工具器具・備品　　４～８年
無形固定資産（リース資産を除く）	自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

工事損失引当金　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、空調衛生設備工事業において、主として日本及び東南アジア地域の顧客に対して、空調衛生設備工事の設計・施工を行っております。

当該工事契約については、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日までに発生した工事原価が、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、合理的な見積りができるときまで、原価回収基準を適用しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

【表示方法の変更】

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」(前事業年度26百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」(当事業年度31百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその金額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益	53,441百万円
工事損失引当金	0百万円

上記に記載した金額は、「重要な会計方針」3及び5に記載した方法で算出しております。

一定の期間にわたり認識した収益や工事損失引当金の計上は、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに大きく依存しております。

この工事原価総額の見積りに当たっては、全ての工事契約に適用可能な画一的な判断尺度を得られにくく、資材や外注費等の市況変動や価格交渉、仕様変更による増減など工事に関する専門的知識及び実務経験を有する者による高度な判断が求められます。また、工事の進捗に伴い、予期し得ない設計・仕様変更、資材及び外注費等の市況変動や価格交渉の結果によって工事原価総額が大幅に増減することがあるため、翌事業年度の計算書類において、完成工事高や工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金　(定期預金)	220百万円

2. 関係会社に対する短期金銭債権　291百万円

短期金銭債務　53

3. 事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が、事業年度末残高に含まれております。

受取手形	16百万円
電子記録債権	36

4．事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

５．記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【損益計算書関係】

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売　上　高	165百万円
仕　入　高	289
営業取引以外の取引高	234

２．記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【株主資本等変動計算書関係】

１．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,849 千 株

２．株主資本の著しい変動

当社は、2023年８月８日開催の取締役会において、当社普通株式800,000株、取得価額の総額1,000百万円を上限とした自己株式の取得を決議し、当事業年度に当社普通株式731,600株を取得しました。この結果、自己株式が999百万円増加し、当事業年度末において、自己株式が1,999百万円となっております。

３．記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【税効果会計関係】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	272百万円
投資有価証券評価損	394
その他	307
繰延税金資産　小計	974
評価性引当額	△474
繰延税金資産　合計	499
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,919
前払年金費用	△918
繰延税金負債　合計	△2,837
繰延税金資産（負債）の純額	△2,337

【リース取引関係】
貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具及び事務用機器等の一部については、リース契約により使用しております。

【関連当事者情報】
重要性がないため、記載を省略しております。

【収益認識に関する注記】
収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

【1株当たり情報】

1.	1株当たり純資産額	2,042円56銭
2.	1株当たり当期純利益	204円01銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月10日

株式会社テクノ菱和
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大橋武尚

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大村広樹

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノ菱和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社テクノ菱和
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大橋武尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大村広樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2023年４月１日から2024年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　　査　　報　　告　　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月14日

株式会社テクノ菱和　監査等委員会

常勤監査等委員　常　木　　茂　㊞

監査等委員　小坂井　千　春　㊞

監査等委員　飯　髙　弘史郎　㊞

（注）監査等委員小坂井千春及び飯髙弘史郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上